

## 建築士事務所の業務報告書の提出について

島根県土木部建築住宅課

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第92号)により、平成19年6月20日付で改正建築士法の一部が施行されました。これに伴い、下記のとおり建築士事務所の業務報告書の提出が義務付けられましたのでお知らせします。

### 1. 提出書類 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(第六号の二書式)

報告書の様式については、島根県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/kenchikushi/>

(注意)第五面は、建築士法施行規則第20条の3により、管理建築士と建築士事務所の開設者が異なる場合で、かつ、管理建築士が建築士事務所の開設者に対して建築士法第24条第2項の規定により意見を述べた場合にのみ提出。

### 2. 提出期間及び提出期限 第1回目の提出は、平成19年6月20日以降に始まる事業年度が終了後、3ヶ月以内に提出。以後、毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に提出。

#### 報告の事例

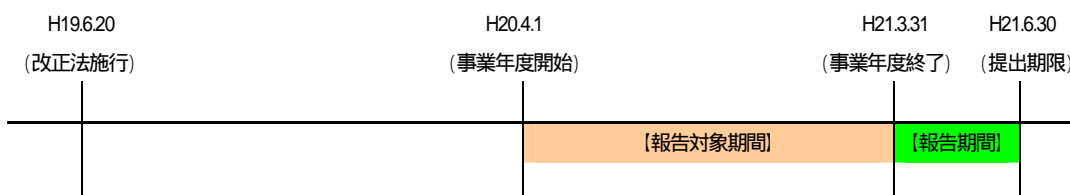
例1)個人事業者の場合



例2)事業年度の開始時期が7月1日の場合(法人)



例3)事業年度の開始時期が4月1日の場合(法人)



(注意事項)

- ・ 建築士事務所の登録有効期間とは異なりますので、御注意下さい。
- ・ 事業年度については、各建築士事務所において定めることとなります。法人で登録されている建築士事務所については定款で定めている決算期間、個人で登録されている建築士事務所については、確定申告の課税期間とするのが一般的です。

### 3. 提出部数

正本・副本各一部を提出（副本は正本のコピーで構いません。）  
副本については、提出窓口において受付印を押印し返却します。

### 4. 提出場所

建築士事務所の所在地を管轄する隠岐支庁県土整備局又は県土整備事務所の建築部

#### （参 考）

##### 建築士法第23条の6

建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要
- 二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名
- 三 前号の建築士の当該事業年度における業務の実績（当該建築士事務所におけるものに限る。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

##### 建築士法施行規則第20条の3

法第二十三条の六第四号に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該建築士事務所に属する建築士の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号並びにその者が管理建築士である場合にあっては、その旨
  - 二 当該事業年度において法第二十四条第二項の規定により意見が述べられたときは、当該意見の概要
- 2 法第二十三条の六に規定する設計等の業務に関する報告書は、第六号の二書式によるものとする。

（問い合わせ先） 島根県土木部建築住宅課 建築指導スタッフ 建築士法担当

TEL(0852)22-5219 FAX(0852)22-5218